

課題番号	No.14								ワークスタイル
所管課	総務市民局人事課								
課題 (再検討後)	内示から異動日までの期間が短く、その期間は引継ぎ等の異動準備に追われ、他の業務に影響を及ぼすほか、生活・仕事面で対応が間に合わないため、内示日から異動日までの期間を拡大してほしい(10日前後(他の政令市並))。								
(参考) 再検討前の 課題に対する 制度所管局の 回答 (R6.11)	(政令市の状況)内示⇒異動までの期間:5日以下=11都市(本市と同様の5営業日は9都市) 6日以上=9都市(10営業日は2都市) 異動日はこれまでも試行錯誤を重ね、職員ニーズ等を踏まえて設定してきた。 異動日を変更せず、内示日を早めるためには異動作業の効率化が必要。 新たな人事・給与システムの導入検討の中で異動作業の効率化も検討。								
今後の検討の 方向性 (R7.5)	提案の趣旨やX会議での議論を踏まえ、R8.4の職員級(主査～係員)異動において、 以下のような日程で異動・配置を実施する。 ○ 内示日から異動日まで8営業日(10日間)を確保 日程の設定例…R8.4.15内示 → R8.4.25付異動								
今後の検討の 方向性 (R7.10)	解決策の実施に向け、R7.5時点の取組みを継続して実施していく。								
検討スケ ジュール (R7.10)	令和6年度	令和7年度				令和8年度			
	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
	○R8.4実施に向けた準備(人事異動作業効率化の検討)					○内示日の 変更を周知	解決 策の 実 施		



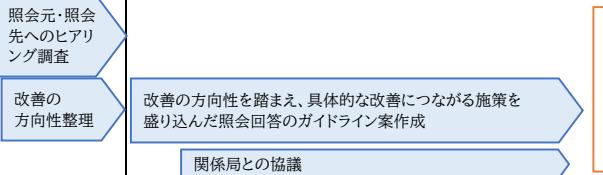
課題番号	No.42								オフィス
所管課	政策局DX・AI戦略室								
課題 (再検討後)	<p>コロナ禍以降WEB会議の開催頻度が多くなっているにも関わらず、現在の業務用インターネットパソコンやモバイル端末は、カメラ機能等に制限があり、WEB会議を行うことができない。そのため、各所属で別途WEB会議用のパソコンまたはタブレットの購入や、Wi-Fiなどの通信設備の導入を行わなくてはいけない現状がある。これでは、費用面の負担だけでなく、会議の度に業務用パソコンからデータを移行する、WEB会議用のパソコン、Wi-Fiのセッティングなど会議のための準備作業に時間がとられるなどの負担が生じている。</p> <p>また、WEB会議用パソコンの使い方を別途覚える必要がある、WEB会議の設定業務が属人化しやすい等の課題がある。このことから、現在のインターネットパソコンやモバイル端末において、WEB会議を行えるよう機能拡充を行っていただきたい。</p>								
(参考) 再検討前の 課題に対する 制度所管局の 回答 (R6.11)	<p>インターネット端末及びモバイル端末でWeb会議が可能になるよう準備を行っている。</p> <p>また、モバイル端末で既存のCADソフトを利用するためには、製品の統一、ライセンス利用許諾の確認等の課題があるため、CADソフト利用業務の主な所管である技術監理局との調整が必要となる。</p> <p>福岡県自治体情報セキュリティクラウドの更新(R9.4予定)と同時にweb会議を府内インターネット端末で実現できるよう、準備を行っている。</p> <p>なお、Webカメラについては令和6年度導入のインターネット端末から標準搭載としている。</p>								
今後の検討の 方向性 (R7.5)	<p>R9.4に予定されている福岡県自治体情報セキュリティクラウド(以下、県SC)の更新については、現在、福岡県及び県内の市町村で検討部会を設置し、次期仕様について検討を行っているところである。R7年度中には基本仕様の策定及び概算費用を算出し、R8年度から構築を行う予定となっている。</p> <p>これに先行して、本市ではR7年度に業務用インターネットパソコンやモバイル端末でWeb会議を実現させるための検証を実施し、技術的課題を検討部会に提案するとともに、構築時に本市側で必要となる費用の積算を行う。</p> <p>これらの検証結果を検討部会にフィードバックを行い、R9.4には業務用インターネットパソコンやモバイル端末でWeb会議が実現できる環境の整備をすすめていく予定である。</p> <p>なお、Webカメラについては、モバイル端末は全て搭載済みであり、インターネットパソコンについては全体の6割以上が搭載済み、残りの端末についても次回更新時には、標準搭載とする予定である。</p>								
今後の検討の 方向性 (R7.10)	<p>解決策の実施に向け、R7.5時点の取組みを継続して実施していく。</p>								
検討スケ ジュール (R7.10)	令和6年度	令和7年度				令和8年度			
	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
	福岡県及び各自治体と次期県SC検討実施					次期県SC構築実施			
	Web会議環境検証実施					Web会議環境構築/府内ネットワーク改修実施			

解  
決  
策  
の  
実  
施

課題番号	No.49	オフィス																																													
所管課	政策局DX・AI戦略室																																														
課題 (再検討後)	<p>共有フォルダの容量が不足しているため、各課で別途NASを購入している現状である。ただし、所属における管理となっているため、閉庁時の室温上昇や災害によるデータ損失のリスクがあるほか、セキュリティ面での対応が所属任せとなり、情報管理リスクも生じている。</p> <p>共有フォルダの必要量までの容量拡大は費用対効果を踏まえると現実的ではないため、措置としてオンライン上のクラウドサービスを利用する、各課で購入しているNASをデータセンターでまとめて管理する、といった対応により、運用上のリスクを軽減できないか。</p> <p>なお、オンライン上のクラウドサービスにセキュリティ上の課題がある場合には、例えば個人情報等に係るデータは保管しない等のルールを整備した上での対応ができないか、検討いただきたい。</p>																																														
(参考) 再検討前の 課題に対する 制度所管局の 回答 (R6.11)	<p>所属の共有フォルダの容量追加については、「ファイルサーバ(共有フォルダ)変更申請」で随時受付を行っている。ただし、『intra-nas01』の総容量の範囲内での対応となるため、総容量の増設については、次回更新時(R9.4予定)に向けて検討を行う。(増設の目安として1GBあたり3,000円／年間が必要)</p> <p>各所属NASについては、設置が各所属の事情によるため、一括廃止は難しいと思われる。</p> <p>また、プロジェクトチーム単位での共有フォルダも申請により設置を行っている。</p>																																														
今後の検討の 方向性 (R7.5)	<p>所属の共有フォルダのさらなる容量増設については、R9.4に予定されているサービスの更新時に実現できるよう、検討をすすめていく。</p> <p>NASに代えてクラウドサービスを利用する場合、セキュリティポリシー上の問題とあわせて、総務省のセキュリティガイドラインの基準に適応したネットワーク構成への変更が必要となるため、R9.4に予定されている福岡県自治体情報セキュリティクラウド(以下、県SC)の更新時に実現可能かどうか検討をすすめている。</p> <p>所属の共有フォルダの容量追加やプロジェクトチーム単位での共有フォルダの新設については、随時申請を受け付けているため、希望があれば申請いただきたい。</p>																																														
今後の検討の 方向性 (R7.10)	<p>所属の共有フォルダのさらなる容量増設については、R9.4に予定されているサービスの更新時に実現できるよう、組織共有フォルダ(intra-nas01)においては、現状7.7TBであるところ、更新後は18.93TB、個人共有(intra-nas02)においては、現状2.6TBであるところ、更新後は6.5TBと容量の増設を盛り込んだ予算要求を実施している。</p> <p>NASに代えてクラウドサービスを利用する場合、セキュリティポリシー上の問題とあわせて、総務省のセキュリティガイドラインの基準に適応したネットワーク構成への変更が必要となるため、R9.4に予定されている福岡県自治体情報セキュリティクラウド(以下、県SC)の更新時に実現可能かどうか検討をすすめるとともに、課題に関する検証を実施するため、容量無制限かつ高セキュリティなクラウドストレージサービスの利用について検証業務の予算要求を実施している。</p> <p>所属の共有フォルダの容量追加やプロジェクトチーム単位での共有フォルダの新設については、随時申請を受け付けているため、希望があれば申請いただきたい。</p>																																														
検討スケ ジュール (R7.10)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th colspan="4">令和7年度</th> <th colspan="4">令和8年度</th> </tr> <tr> <th>1～3</th> <th>4～6</th> <th>7～9</th> <th>10～12</th> <th>1～3</th> <th>4～6</th> <th>7～9</th> <th>10～12</th> <th>1～3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9">共有フォルダの容量追加、新設対応(解決策)</td></tr> <tr> <td colspan="4">共有フォルダの総容量増設の検討</td><td colspan="5">予算要求</td></tr> <tr> <td colspan="4"></td><td colspan="5">入札・更新準備</td></tr> </tbody> </table>		令和6年度	令和7年度				令和8年度				1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	共有フォルダの容量追加、新設対応(解決策)									共有フォルダの総容量増設の検討				予算要求									入札・更新準備				
令和6年度	令和7年度				令和8年度																																										
1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3																																							
共有フォルダの容量追加、新設対応(解決策)																																															
共有フォルダの総容量増設の検討				予算要求																																											
				入札・更新準備																																											

課題番号	No.50								オフィス
所管課	政策局DX・AI戦略室								
課題 (再検討後)	<p>現在のインターネットの環境は、メールの保存容量が200MBと少なく、1日休んだり、添付データのあるメールを受信すると、容量オーバーでメールを受け取れないことが多発している。メールが受領できないと、先方に再度送ってもらう手間が発生するほか、重要なメールを見逃すことにより業務に支障を来す恐れがある。それを防ぐため、それぞれの職員において日々メールを保存・削除する手間が発生している。</p> <p>このことから、メール容量を一般的な企業レベルの50GB(例:Microsoft365:50-100GB、Google Workspace:30GB-5TB)程度まで拡張し、スムーズなメールの送受信ができる環境にしていただきたい。</p>								
(参考) 再検討前の 課題に対する 制度所管局の 回答 (R6.11)	<p>①大容量ファイルを添付したメールの送受信は、ネットワークの遅延・障害の原因となるため、ファイル無害化・転送システムの利用を推奨している。手間については、LGWAN側からの転送であれば、メールと同等の手間で最大5GBまでのファイル送信が可能。</p> <p>②府内全体の利用状況を確認し、利用者全員のメール保存容量追加を実施する。</p> <p>さらなる利用者全員のメール保存容量追加と外部記憶装置への保存方法については、次回更新(R9.1予定)に向けて検討を行う。</p> <p>③自動削除は技術的には可能であるが、利用者ごとに保存状況が異なるため、自動での一括設定は実現が難しいと思われる。ただし、利用者自身が設定した条件をもとにメールを一括削除することについては各自の操作で実現可能。</p> <p>④メールを含むグループウェアの操作マニュアルは、インストラクションのトラブルレスキーに掲載しているが、これよりさらに詳細なものが必要な場合は要検討。</p>								
今後の検討の 方向性 (R7.5)	<p>メール保存容量の更なる追加等、回答で示した各課題解決について、令和9年1月に予定されているグループウェア・システムの更新の際に実現できるよう、R7年度に課題解決に向けての仕様を検討し、予算要求を行う予定である。</p>								
今後の検討の 方向性 (R7.10)	<p>メール保存容量の更なる追加等、回答で示した各課題解決について、令和9年1月に予定されているグループウェア・システムの更新の際に実現できるよう、課題解決に向けての仕様(メール保存容量の追加に向けたサーバ機器増強やグループウェア機能の追加等)を検討し、予算要求を実施している。</p> <p>今後は更新に向けて、さらに具体的な仕様の検討を実施していく予定である。</p>								
検討スケ ジュール (R7.10)	令和6年度	令和7年度				令和8年度			
	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
		仕様検討		予算要求		グループウェア更新実施			解決策の実施

課題番号	No.62	ルール																																																	
所管課	●総務市民局法制課、政策局DX・AI戦略室																																																		
課題 (再検討後)	公印が電子化されていないため、印鑑を押すためだけに離れた区役所から本庁まで往復1時間かけて移動する必要があり、非常に非効率となっている。電子公印システムを導入することでこのような課題が解決するだけでなく、ペーパーレスも一層推進できるのではないか。																																																		
(参考) 再検討前の 課題に対する 制度所管局の 回答 (R6.11)	<p>①ベンダーに電子印システムの開発について相談中。</p> <p>②国や他都市の電子印システム導入状況や関係規程を調査・研究し、導入に合わせ本市の関係規程を整備する。</p>																																																		
今後の検討の 方向性 (R7.5)	<p>①電子印(納税証明や住民票のように所定の用紙に個人情報等と電子印が一度に印字される仕組み)については、既に一部の業務で導入している。</p> <p>②電子公印システム(電子印を多種多様な様式の任意の位置に押印する仕組み)については、ベンダーと協議を行ったが、セキュリティーや真正性の担保が困難であり、他都市での導入事例も確認できない。</p> <p>③従来の公印の押印について、国や他都市の仕組みを研究し、代替手段として電子署名を検討する。</p>																																																		
今後の検討の 方向性 (R7.10)	<p>区役所には各区総務企画課に「区役所専用市長印」があるため、区役所内で完結するようすでに規定が整備されている。一方、表彰状は「表彰専用北九州市長印」を使用するため、区役所で対応はできず、押印する際には本庁舎に来る必要がある。また、本庁の出先機関の職員が区役所で押印することは、権限や責任の所在、不正防止の観点から対応はできない。しかし、より一層の事務改善やペーパーレスの観点から、電子契約の推進や、電子公印システムの代替手段として、北九州市から市民や事業者へ送付する処分通知に電子署名を使用することは引き続き検討ていきたい。</p>																																																		
検討スケ ジュール (R7.10)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th><th colspan="5">令和7年度</th><th colspan="4">令和8年度</th></tr> <tr> <td>1~3</td><td>4~6</td><td>7~9</td><td>10~12</td><td>1~3</td><td>4~6</td><td>7~9</td><td>10~12</td><td>1~3</td></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンダーとの協議</td><td colspan="5"></td><td colspan="4">必要に応じて、システム改修・稼働確認(デモ)(未定)</td></tr> <tr> <td>関係部局との協議</td><td colspan="5"></td><td>仕様書の作成・ 見積書依頼(未定)</td><td>予算要求(未定)</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>国・他都市の調査・研究</td><td colspan="5"></td><td>関係規程の整備の検討(未定)</td><td>関係規程の整備・施行(未定)</td><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table>		令和6年度	令和7年度					令和8年度				1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	ベンダーとの協議						必要に応じて、システム改修・稼働確認(デモ)(未定)				関係部局との協議						仕様書の作成・ 見積書依頼(未定)	予算要求(未定)			国・他都市の調査・研究						関係規程の整備の検討(未定)	関係規程の整備・施行(未定)		
令和6年度	令和7年度					令和8年度																																													
1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3																																											
ベンダーとの協議						必要に応じて、システム改修・稼働確認(デモ)(未定)																																													
関係部局との協議						仕様書の作成・ 見積書依頼(未定)	予算要求(未定)																																												
国・他都市の調査・研究						関係規程の整備の検討(未定)	関係規程の整備・施行(未定)																																												

課題番号	No.66								ルール
所管課	財政・変革局市政変革推進室								
課題 (再検討後)	<p>令和3年度に実施した業務量調査によると、全庁横断的に発生している「内部系共通事務」が全庁の約11%(約142.3万時間)を占めており、なかでも「照会回答」はその約3分の1(約34%、約48.1万時間)を占めていることがわかった。</p> <p>照会回答業務には、定型かつノンコア業務が多く含まれており、この部分を共通化・省力化することで全庁的な業務改善に結び付く可能性がある。</p> <p>照会を「なくしてほしい」「減らしてほしい」などといった職員の要望も多く、ガイドラインを見直すことで、負担を減らすことができるのではないか。</p>								
制度所管局の 従前の回答 (R6.11)	令和6年度の内部管理業務のBPR推進の取組として、照会を「なくす」「減らす」「見直す」などの視点で、照会業務のガイドラインの見直しに着手。今年度中に見直しを行う。								
今後の検討の 方向性 (R7.5)	<p>○令和6年度、照会の発出元、中間とりまとめ部署、受領部署を対象にヒアリングを実施し、照会回答に係る業務フローにおいて、発生している課題と原因を整理した。</p> <p>○各事象の原因を分析し、より効果が見込まれる改善の方向性について、「なくす」「へらす」「見直す」の視点で整理した。</p> <p>○整理した内容と具体的な改善につながる施策を盛り込んで、令和7年度中に「ガイドライン」の改定を行う。</p>								
今後の検討の 方向性 (R7.10)	<p>○令和7年11月に、照会・回答の「照会発出部署」「総務担当課」「受領部署」の三者それぞれの視点で守るべきルールを示した「照会・回答ガイドライン(運用ルール編)」第1版を発出するとともに、従来の「依頼文」に代わり、回答に必要な項目を整理した「府内照会フォーマット」を掲載した「照会・回答ガイドライン(環境整備編)」第1版を発出。</p> <p>○令和8年3月には、「照会・回答ガイドライン(環境整備編)」に、kintone等ツールの活用方法を追記した第2版を発出予定。</p> <p>○また、通知事務についても、DX・AI戦略室およびプラチナ市役所メンバーと協議・調整のうえ、令和8年3月に運用方法の変更を実施予定。</p>								
検討スケ ジュール (R7.10)	令和6年度	令和7年度				令和8年度			
	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
		<p>改善の方向性を踏まえ、具体的な改善につながる施策を盛り込んだ照会回答のガイドライン案作成</p> <p>関係局との協議</p>				<p>解決策の実施</p>			

課題番号	No.68							ルール	
所管課	総務市民局人事課・給与課								
課題 (再検討後)	<p>会計年度任用職員については、出退勤管理が紙処理となっているため、毎月の締め処理を手作業で行う必要があり非効率で職員の負担となっているほか、事務ミスが起こりやすい環境になっている。会計年度任用職員についても既存の庶務事務システムで対応できるようにすることで、給与計算が自動的にできるようになり、負担の大幅な減少ができるのではないか。</p>								
(参考) 再検討前の 課題に対する 制度所管局の 回答 (R6.11)	<p>会計年度任用職員の勤務体系が多岐に渡り、現システムで服務管理から給与支給までの対応は困難。そのため、新システムの再構築に向けて課題を整理し、検討を進める。なお、新システム再構築までの間(約2年)に、服務管理など部分的にでもシステム化出来る仕組みを検討する。</p>								
今後の検討の 方向性 (R7.5)	<p>&lt;服務管理のみシステム化(約2年間の暫定運用)※新システム稼働後は廃止&gt;        ●kintoneまたはその他アプリの活用を検討        (※kintoneの場合 ライセンス料試算:14,300千円)        (【参考】現行臨職システム改修の場合:29,277千円)</p> <p>&lt;システムの再構築(人事給与・庶務事務システム)で対応&gt;        ●金額の規模感 約17億円(他都市での人事給与・庶務事務システム再構築実績による)        ●開発期間 約18~30月(事業者への聞き取りによる)        ●今年度の予算状況 要件定義及び調達仕様作成等業務委託 44,920千円</p>								
今後の検討の 方向性 (R7.10)	<p>&lt;服務管理のみオンライン化(約2年半の暫定運用)※新システム稼働後は廃止&gt;        ●kintone等を活用し、服務管理(出退勤・休暇・時間外の申請・管理)をオンライン化        (事務負担が大きい市民センター館長(130名)を対象とする)</p> <p>&lt;システムの再構築(人事給与・庶務事務システム)で対応&gt;        ●現在の検討状況 構築候補事業者宛RFIを実施、来年度事業者選定に向け実現可能範囲等を整理中        ●新システム稼働予定 令和10年夏頃        ●事業費 約34億円(R6~7年度 他都市調達実績による)        ●今年度の予算要求状況 システム再構築業務(R9~15債務負担(5年間の運用保守を含む))及び        工程管理業務委託の予算要求を検討中</p>								
検討スケ ジュール (R7.10)	令和6年度	令和7年度				令和8年度			
	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
	システム再構築に向けた大枠の要件整理	要件定義及び調達仕様作成等業務委託				システム再構築業務委託 工程管理等業務委託	令和10年度上半期の 稼働開始を目指す		
	服務管理のみkintoneを活用したオンライン化を検討			試行実施	令和10年度上半期までの暫定運用				

課題番号	No.99								ルール
所管課	総務市民局給与課								
課題 (再検討後)	出張における旅費の算定においては、最も合理的な旅行経路を計画し、最も経済的な運賃を調べる必要があるほか、チケットの手配・支払いなど、職員の事務負担が大きい。これらの事務については、以前は旅行代理店にアウトソーシングされていたので、事務負担が現在に比べ非常に少なかった。当時のよう アウトソーシングすることはできないか。								
(参考) 再検討前の 課題に対する 制度所管局の 回答 (R6.11)	旅行代理店に旅行経路等の作成を依頼していたが、手数料経費が増大し、現在の方法に変更。旅費法の改正により、大幅な制度改正となることから、事務手続等を含め引き続き検討。								
今後の検討の 方向性 (R7.5)	改正旅費法が令和6年4月に成立(令和7年4月1日施行)したが、制度の詳細は省令以下に委任された。令和6年12月20日に改正省令が交付され、制度の詳細が明らかになったところであるが、国における事務的な運用の確認等を行いつつ、本市の制度改正の検討を行う必要があり、令和7年度中に制度改正に向けた所要の手続きを行う予定。								
今後の検討の 方向性 (R7.10)	国家公務員の改正旅費法(令和7年4月1日施行)では、従来の複雑な旅費計算ルールが抜本的に見直され、より簡素で柔軟な経路作成が可能となるなど、旅費事務の大幅な事務負担軽減を行っている。本市においても、国に準じた旅費制度の改正を検討し、旅費事務を条例から抜本的に見直すことで、職員の旅費事務の負担軽減を目指すこととし、令和7年度中に制度改正に向けた所要の手続きを行い、令和8年度4月から新制度を実施する予定。また、制度改正にあわせて、旅費事務手順の見直しや総務事務センターの委託業務内容の変更(令和8年度予算要求)を行うことで、旅費事務のさらなる負担軽減に努める予定。								
検討スケ ジュール (R7.10)	令和6年度	令和7年度				令和8年度			
	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
	国及び他都市の旅費制度の調査 本市制度改正の検討					規定整備	解決策の 実施 (予定)		
	関係課との協議・調整、システム改修					改正後制度 の周知 等			

課題番号	No.102									ルール
所管課	技術監理局契約制度課									
課題 (再検討後)	物品等供給契約において、物価高が進んでいても、1者見積で随意契約できる契約金額が10万円から変わっておらず、軽微なものであっても2者以上での見積合わせをしなければならない。社会情勢の変化に応じて、上限額を見直していただきたい。									
(参考) 再検討前の 課題に対する 制度所管局の 回答 (R6.11)	少額随意契約の直近における執行状況(契約件数と契約金額のバランス等)を分析した上で、他政令市の状況も踏まえて、少額随意契約において1社見積りとすることができる場合の予定価格の上限額の引上げを行う。									
今後の検討の 方向性 (R7.5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他政令市調査の結果や社会情勢、本市の実情を分析のうえ検討し、制度設計を行う。</li> <li>○令和7年度上半期までに上限額の引き上げを行い、解決策を実施する。</li> </ul>									
今後の検討の 方向性 (R7.10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在、他政令市調査を実施しており、今後、その調査結果や社会情勢、本市の実情を分析のうえ検討し、制度設計を行う。</li> <li>○制度改正及び周知を令和8年1月までに行い、令和8年4月1日以降の契約から解決策を実施する。</li> </ul>									
検討スケ ジュール (R7.10)	令和6年度	令和7年度				令和8年度				
	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	
					制度 設計	周知	解決策の実施			

課題番号	No.103	ルール																																														
所管課	技術監理局契約制度課																																															
課題 (再検討後)	<p>年度当初より契約を開始する単年度随意契約について、本見積書の日付が4月1日以降である必要があることなどから、4月1日に契約事務が集中し非効率であるとともに、市職員だけでなく受注側の事業者にも負担をかけている。例えば、福岡市のように「本見積書の提出は申し込みであるので、契約の準備的行為であり年度開始前に行ってもよいこととする」など、年度前の随意契約の契約準備行為の緩和はできないか。</p>																																															
(参考) 再検討前の 課題に対する 制度所管局の 回答 (R6.11)	<p>他都市で年度前の契約準備行為を実施しているところもあることから、本市の実情に合わせて緩和したい。ただし、予算成立前の行為となるため、具体的にどの契約行為をどこまで緩和できるか検討を重ねていく。</p>																																															
今後の検討の 方向性 (R7.5)	<p>○令和7年度第一四半期までに他都市の解釈と運用について調査する。 ○他都市調査の結果を踏まえ、本市の実情に合わせ、どの契約行為をどこまで緩和できるか等具体的な解決策を令和7年度上半期までに検討する。 ○財政・変革局、会計室、行政委員会事務局等関係部局と協議の上、年度前の契約準備行為に係る制度設計及び周知を令和8年2月までに行い、令和8年4月1日以降の契約から解決策を実施する。</p>																																															
今後の検討の 方向性 (R7.10)	<p>○現在、他都市の運用について調査しており、今後、その調査結果や本市の実情を分析し、どの契約行為をどこまで緩和できるか等制度設計を行う。 ○制度改正及び周知を令和7年12月末までに行い、令和8年4月1日以降の契約から解決策を実施する。</p>																																															
検討スケ ジュール (R7.10)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th colspan="5">令和7年度</th> <th colspan="4">令和8年度</th> </tr> <tr> <th>1~3</th> <th>4~6</th> <th>7~9</th> <th>10~12</th> <th>1~3</th> <th>4~6</th> <th>7~9</th> <th>10~12</th> <th>1~3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度前の契約準備行為実施他都市の解釈と運用調査</td> <td>制度 設計</td> <td>周知</td> <td>解決策の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北九州市の実情に合わせた具体策検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係局との協議</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		令和6年度	令和7年度					令和8年度				1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	年度前の契約準備行為実施他都市の解釈と運用調査	制度 設計	周知	解決策の実施						北九州市の実情に合わせた具体策検討									関係局との協議								
令和6年度	令和7年度					令和8年度																																										
1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3																																								
年度前の契約準備行為実施他都市の解釈と運用調査	制度 設計	周知	解決策の実施																																													
北九州市の実情に合わせた具体策検討																																																
関係局との協議																																																

課題番号	No.105								ルール
所管課	会計室、●技術監理局契約制度課								
課題 (再検討後)	契約と会計の事務で重複となっている、入札参加資格有資格者名簿登録と債権者登録の重複事務について、統合することで事務の無駄をなくし、負担軽減となるのではないか。								
(参考) 再検討前の 課題に対する 制度所管局の 回答 (R6.11)	会計室・技術監理局両方に亘るシステム改修経費が必要と見込まれる。予算がつけば可能。 会計室・技術監理局のX方針に示しているとおり、会計部門と契約部門との間で事業者に係る情報を共有することにより、情報取得における無駄を無くし、事業者等関係者の負担軽減を図ることを検討中。								
今後の検討の 方向性 (R7.5)	○会計部門と契約部門との間で事業者に係る情報を共有するための要件を令和7年度第一四半期までにすり合わせる。 ○財務会計システム(会計室)及び契約管理システム(技術監理局)の改修が必要と見込まれるため、令和7年度予算要求し、令和8年度にシステム改修、令和9年度から実施する。								
今後の検討の 方向性 (R7.10)	○会計部門と契約部門との間で、事業者に係る情報を共有するための解決策について、財務会計システム(会計室)及び契約管理システム(技術監理局)の改修以外でも解決の可能性があるかを含めた検討をさらに進める。なお、債権者登録においては現在、紙申請となっているため、統合を見据え、令和7年度中の電子申請化を目指す。 ○解決にシステム改修が必要と見込まれた場合は、令和8年度に予算要求し、令和9年度にシステム改修し、実施する。 ○入札参加資格有資格者名簿登録については、国(総務省)が地方公共団体の手続き共通化・デジタル化(全国単位で共通の入札参加資格審査申請システムを整備し、事業者が一度に全地方公共団体に対して申請することを可能とする方法)を検討しており、国の動向について、注視していく。								
検討スケ ジュール (R7.10)	令和7年度				令和8年度				令和9年度
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~3
	会計室・技術監理局協議			仕様書案作成	予算要求			システム改修の実施	解決 策の 実施
	債権者登録電子化								

課題番号	No.111									ルール		
所管課	会計室、技術監理局契約制度課、●財政・変革局市政変革推進室											
課題 (再検討後)	文具類をはじめとした物品購入業務は各課ごとに行うこととなっており、事務作業が煩雑であるとともに、非効率となっている。物品発注業務の簡素化や購入代金の支払業務の集約化などによる効率化はできないか。											
(参考) 再検討前の 課題に対する 制度所管局の 回答 (R6.11)	先行都市の事例研究やメリットデメリット、課題等を含めて、関係局で検討中。											
今後の検討の 方向性 (R7.5)	<p>○市政変革アクションプランに掲げる経営分析の対象となる57の事業クラスターの一つである「BPRの推進」の取組として実施。</p> <p>○「BPRの推進」については、令和3年度に実施した「全庁業務量調査」で得られた基礎資料をもとに、事務の簡素化・手順の統一化など、業務の一体的な見直しや再構築に向けた詳細調査を継続的に実施し、業務の最適化を目指すこととしている。</p> <p>○「物品購入業務」については、内部管理業務の中でもノンコア業務の比重が高く、効率的に処理を行うことで、見直し効果が見込まれるため、令和6年度に業務量調査の詳細調査を実施(プロポーザル方式による随意契約委託)し、ルールの見直し、廃止、統合、簡素化などの改善策を検討・提案する。</p> <p>○詳細調査の結果を踏まえ、システム導入を含む「発注業務の簡素化」や事務センター等への「物品購入代金の支払業務の集約化」などの具体的な解決策について、令和7年度上半期までに検討する。併せて必要経費を算定する。</p> <p>○必要経費については令和8年度に予算要求を行い、令和8年度中に準備作業を終え、令和9年度から解決策を実施する。</p>											
今後の検討の 方向性 (R7.10)	<p>○ECサイト運営事業者にヒアリングを実施し、現在、ECサイト導入による集約化について検討中である。</p> <p>○今後は、ECサイト以外の可能性も含めた効率的な解決策についてさらに検討する。</p> <p>○令和9年度中の解決策実施を目指し、令和8年度に令和9年度実施に必要な経費の予算要求を行うとともに、令和8年度中に制度改正等準備作業を終える。</p>											
検討スケ ジュール (R7.10)	令和6年度	令和7年度				令和8年度				令和9年度		
	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6		
	先行都市への訪問及び事例研究					関連予算要求						
	・発注業務の簡素化物品購入業務の集約化に関する具体的な手法の検討 ・必要経費の算定					解決策実施に向けた準備期間						
	関係局との協議											
	</td											

課題番号	No.114	ルール																																																																									
所管課	危機管理室危機管理課																																																																										
課題 (再検討後)	災害対応に対して、本庁職員の応援体制は、各局ごとに担当区が割り振られていることから、自宅から非常に遠方の避難所での業務となることがあり、移動時の負担が大きい。そこで、居住地を考慮して避難所ごとに本庁職員を選定し、各区の要請に基づき、避難所へ配備することで、課題を解決できるのではないか。																																																																										
(参考) 再検討前の 課題に対する 制度所管局の 回答 (R6.11)	<p>・居住地周辺の避難所を割振れば、担当する職員は避難所までの距離が近いなどのメリットがある。      ・避難所の開設を命ぜる職員と避難所を開設する職員は、直属の上司・部下の関係にないため、緊急時に円滑な実施が可能か      十分な調整が必要となる。      ・避難所の近隣に、居住者が少ない・いない場合、従事者の偏りや移動に時間を要することが想定される。      ・市外居住者は従事しないため不公平感が生じる可能性がある。      ・提案の趣旨と上記の課題認識を含めて、関係部局と協議・検討していきたい。</p>																																																																										
今後の検討の 方向性 (R7.5)	<p>体制移行には人事課をはじめ、全局・区との協議が必要であり、検討事項も多量であることから、年単位を要する。(熊本地震を受けて体制移行した福岡市と熊本市は1年を要した)また、出水期までの期間が短いこと及び市民の命に関わることを考慮すると慎重に協議を進める必要があるため、令和7年度を準備期間とし、令和8年度を試行期間とする。      令和7年度(準備期間)      ①本庁職員を配備する避難所の選定      ②本庁職員の選定方法の検討      ・選定手法の検討・選定する本庁職員数の試算・避難所に従事できない除外理由の検討      ・ローテーションの組み方の検討・市外居住職員の取扱いの検討など      ③避難所に従事する本庁職員向け研修・訓練方法の検討      ・時期・内容・場所・主催者等の検討      ④全局・区との協議・調整      令和8年度(試行運用)</p>																																																																										
今後の検討の 方向性 (R7.10)	<p>体制の移行には検討すべき事項も多いことや、人事課をはじめ、全局・区との協議が必要となることから、時間を要する。      令和7年度を準備期間とし、令和8年度を試行期間とする。      &lt;令和7年度&gt;(準備期間)      ①本庁職員の居住地と避難所を地図上にプロットし、プラチナPT提案のシミュレーションを実施した。      (避難所に近い職員を割り当て→距離のみで職員を割り当てるシミュレーション)      ②シミュレーション結果及び並行して各局・区と意見交換(ヒアリング等)を実施した結果、複数の課題が確認された。      ・1避難所に複数職員の確保ができない区が確認された(居住地分布の偏り等)      ・区から服務上の直接的な関係のない本庁職員(個人)に対し、避難所従事に関する連絡体制が困難。      (現行制度では、区と各局との連絡体制)      ③このような状況を踏まえ、今後の方向性について、さらにシミュレーションパターンを考えるとともに、新たな選定方法なども含めさらに検討し、協議を行いたい。</p>																																																																										
検討スケ ジュール (R7.10)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">令和6年度</th> <th colspan="12">令和7年度</th> <th colspan="3">令和8年度</th> </tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各区状況調査</td><td>他都市状況調査</td><td>PTヒアリング</td><td>居住地分布調査</td><td colspan="12" rowspan="2" style="text-align: center;">準備期間</td><td>人事異動</td><td>研修</td><td>試行運用 (R8年秋にR9年度の方針決定)</td></tr> <tr> <td colspan="18" style="text-align: center;">○上記項目について検討 ○人事課と協議・調整 ○全局と協議・調整 ○全区と協議・調整</td></tr> </tbody> </table>		令和6年度			令和7年度												令和8年度			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	各区状況調査	他都市状況調査	PTヒアリング	居住地分布調査	準備期間												人事異動	研修	試行運用 (R8年秋にR9年度の方針決定)	○上記項目について検討 ○人事課と協議・調整 ○全局と協議・調整 ○全区と協議・調整																	
令和6年度			令和7年度												令和8年度																																																												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6																																																										
各区状況調査	他都市状況調査	PTヒアリング	居住地分布調査	準備期間												人事異動	研修	試行運用 (R8年秋にR9年度の方針決定)																																																									
○上記項目について検討 ○人事課と協議・調整 ○全局と協議・調整 ○全区と協議・調整																																																																											